

川崎市「介護予防通所サービス」及び「介護予防短時間通所サービス」の単価について

平成 30 年 9 月 川崎市健康福祉局介護保険課

国の地域支援事業実施要綱の一部改正に伴い、平成 30 年 10 月 1 日から川崎市の介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防通所サービス」及び「介護予防短時間通所サービス」の単価の一部を次のとおり改定します。

【国通知】

平成 30 年 5 月 11 日付厚生労働省老健局事務連絡

「平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について」から抜粋

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の主な改正点

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 平成 30 年度以降の総合事業における「国が定める単価」

介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなどの改正を行う。(参考資料参照)

なお、単価改正は平成 10 月 1 日施行とするが、地域区分については職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 58-62

※「介護予防通所サービス」「介護予防短時間通所サービス」とともに基本報酬の改定は行いません。

※平成 30 年 10 月以降のサービスコード表は 9 月中旬に、単位数表マスタ (CSV ファイル) は 9 月中旬～下旬頃に川崎市ホームページに掲載します。

A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算			
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	※栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度) ※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	5	1回につき
A6	6221	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/3			
A6	6231	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/4			

(3) 介護職員処遇改善加算について

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、給付と同様の期日 (別に厚生労働大臣が定める日) までの間に限り算定することとする。

2 介護予防短時間通所サービス

(1) 生活機能向上連携加算の創設

- 加算要件は上記「介護予防通所サービス」と同様
生活機能向上連携加算 40 単位/回 (新設)
※運動器機能向上加算を算定している場合は 20 単位/月
→いずれも 1 月の中で 5 回まで算定可

(給付率 90%)

A7	1825	生活機能向上連携加算1(90)	生活機能向上連携加算	40	1回につき	1月の中で5回まで
A7	1827	生活機能向上連携加算2(90)	生活機能向上連携加算 運動器機能向上連携加算を算定している場合	20		

(給付率 80%)

A7	1826	生活機能向上連携加算1(80)	生活機能向上連携加算	40	1回につき	1月の中で5回まで
A7	1828	生活機能向上連携加算2(80)	生活機能向上連携加算 運動器機能向上連携加算を算定している場合	20		

(給付率 70%)

A7	1391	生活機能向上連携加算1(70)	生活機能向上連携加算	40	1回につき	1月の中で5回まで
A7	1392	生活機能向上連携加算2(70)	生活機能向上連携加算 運動器機能向上連携加算を算定している場合	20		

(2) 栄養改善の取組の推進

- 加算要件は上記「介護予防通所サービス」と同様

< 現行 >		< 改定後 >
栄養改善加算 30 単位/回	⇒	変更なし
→ 1 月の中で 5 回まで算定可		(サービスコード現行と同様)

- 加算要件は上記「介護予防通所サービス」と同様

< 現行 >		< 改定後 >
なし	⇒	栄養スクリーニング加算 5 単位/回 (新設)
		※ 6 月に 1 回を限度とする。

(給付率 90%)

A7	1829	栄養スクリーニング加算(90)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(給付率 80%)

A7	1830	栄養スクリーニング加算(90)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(給付率 70%)

A7	1393	栄養スクリーニング加算(70)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(3) 介護職員処遇改善加算について

- 現行において「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たした場合」に算定可能としているが、介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の要件を満たした場合についても算定可能とする。

【当資料に関する問合せ先】

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル

ヨ ボウ イ イ ヨ
 0570-040-114
ナビダイヤル

受付時間 8:30~17:15 月~金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)